主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一点について。

原判決の判示は、本件休職辞令書は、昭和二三年六月三〇日作成され(日附は、誤記により同月三一日附となつていた)、その辞令書の交付は、翌七月二七日なされた趣旨を判示したものと解することができる。されば、原判決には、所論のそごは認められない。

同第二点について。

論旨の主張する文書提出命令の申立、その却下の経緯のごときは、判決書に記載 すべき事項ではないから、これを記載しなかつたからといつて、理由不備の違法が あるといえない。

同第三点について。

所論は、違憲をいうが、その実質は、原審の裁量に属する証拠の取捨、判断を非 難するに帰し、上告適法の理由として採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

7	鼓判長裁判官	斎		藤	悠	輔
	裁判官	λ		江	俊	郎
	裁判官	下	飯	坂	潤	夫
	裁判官	高		木	常	七